

理事ノミネーション制度について

理事候補者選考委員会 委員長 千葉 寛

理事の選出方法について、「学会運営に意欲的で優れた人材を登用するための新たなシステムを構築し、執行部体制を強化することで、学会がより大きく発展する方向を目指す」ことを目的に、下記の会長・理事・監事選出規定および理事選挙内規に従い、理事ノミネーション制度を実施する。

会長・理事・監事選出規定

1. 会長・理事・監事の選出については会則とこの規定で定めるもののほか、副会長(次期会長)の選出は別に定める副会長選挙内規により実施する。
2. 理事のうちの9名は、理事候補者選考委員会によって選ばれた理事候補者の中から評議員による直接選挙によって選出される。選挙は別に定める理事選挙内規により実施する。
3. 会長は必要に応じ理事会の議を経て2名以内の理事を追加指名することができる。
4. 年会長および次期年会長ならびに WS 代表世話人および次期 WS 代表世話人が選挙選出理事として選出されなかった場合の理事総数は、これらの理事に会長、編集委員長、および会長指名の2名の理事を加えて17名となる。副会長は次年度の理事選挙を経ず、会長となる。
5. 会長・理事・監事の任期は会則第18条による。但し、会長指名の理事の期間を含めた連続任期については、選挙選出理事の期間とあわせて3期までを原則とし、理事会の議を経て決定する。また就任時(1月1日現在)満65歳以上のものは被選挙資格がないものとする。
6. 監事の選出は理事会において監事候補者2名を推薦し、評議員会における信任投票を経て決定する。

理事選挙内規

1. 理事候補者選考委員会は、副会長および副会長が指名した理事4名(会長も理事として有資格)の計5名の委員で構成され、副会長が委員長の任に当たる。
2. 理事候補者は評議員の中から選考することとし、理事推薦(各理事から2名ずつ)、自薦、一般推薦(評議員3名の推薦による)、および理事候補者選考委員会の推薦によるものとする。理事推薦については、委員会所属評議員制度を採用した委員会の担当理事(委員長)は所属評議員を推薦することとする。理事候補者選考委員会は、必要に応じて理事候補者を追加選考できる。その際、委員長が理事ではない委員会の所属評議員の選考を考慮し、また、大学、病院、企業の3ブロックから最低各1名の候補者を確保することとする。
3. 理事候補者の推薦に際しては、事前に被推薦者の意思を確認するものとする。

4. 理事候補者紹介文書(現所属・職, 所信表明)を公表した後, 評議員による9名連記の投票により選挙を実施する.
5. その他の必要事項は理事候補者選考委員会で決定する.

今期は、これらの規定および内規に従って、理事選出の過程を進める。

理事候補者選考委員会の設置について

内規「理事候補者選考委員会は、副会長および副会長が指名した理事 4 名(会長も理事として有資格)の計 5 名の委員で構成され、副会長が委員長の任に当たる。」に従い、理事会において選考委員を決定、選考委員会を設置した。

委員長:千葉 寛(千葉大学大学院)

委員:鈴木洋史(東京大学医学部附属病院)、玉井郁巳(金沢大学)、
細川正清(千葉科学大学)、横井 毅(金沢大学)

今後の予定について(評議員と関わりの深い部分のみ抜粋)

候補者は評議員の中から選考する。

2013年3~4月

- 理事推薦(各理事から2名推薦)
- 自薦、一般推薦(推薦者として評議員3名)
→ いずれも評議員の中から候補者選出

2013年5月

○ 理事候補者選考委員会による推薦(上記推薦・自薦状況を踏まえ、大学、病院、企業の3ブロックから最低各1名の候補者を確保するなどバランスに配慮し、最終決定)

2013年6~7月

- 所信表明や推薦理由などを参考に評議員が9名連記による投票で選挙

自薦・一般推薦もあるので、評議員会・総会において、積極的な応募、推薦を評議員に依頼する。